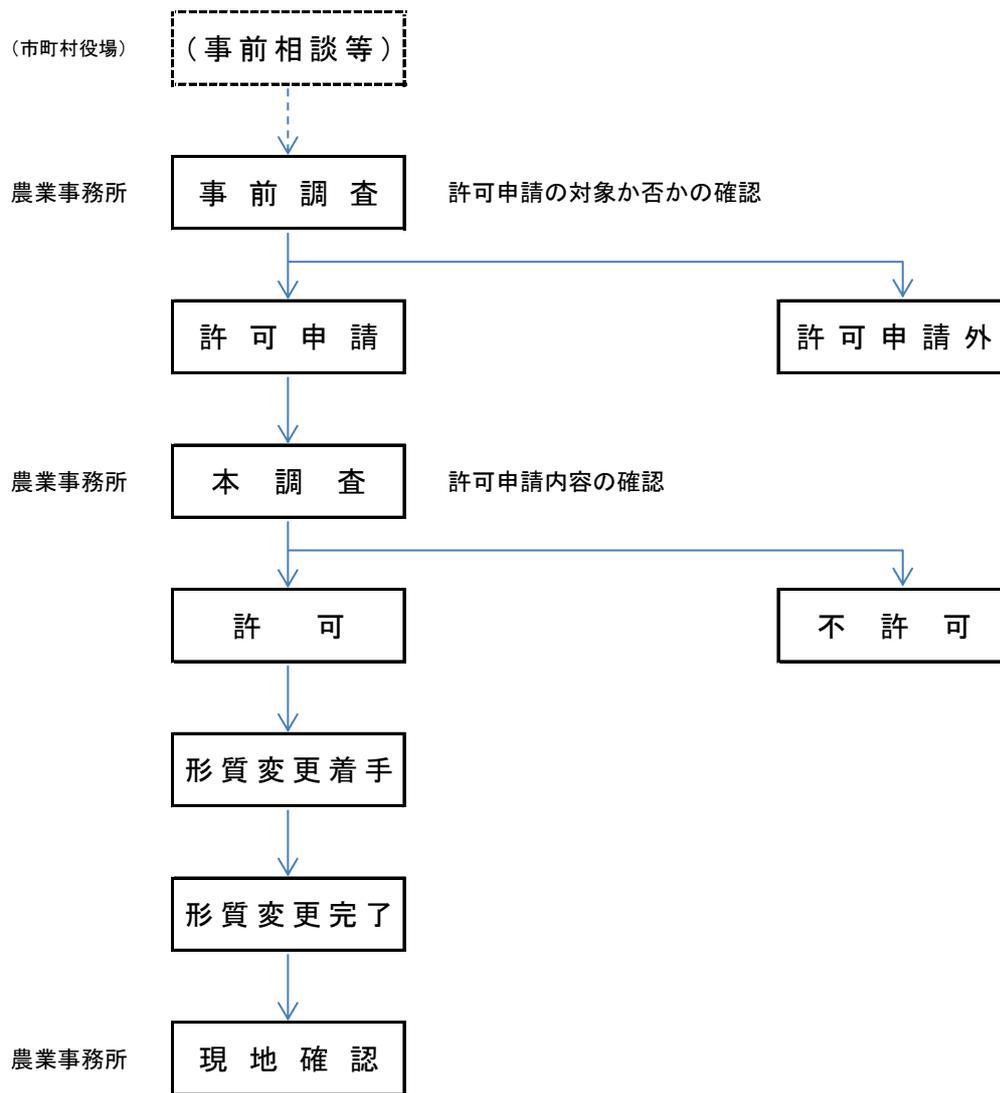


形質変更行為の手続き



○ 事前調査について

1. 事前調査は、当該案件が地すべり等防止法第18条に基づく許可申請の対象か否かなどを事前に確認するもので、書類確認によるものを基本とします。
2. 事前調査は、地すべり等防止法第18条に基づく許可申請に先立ち農業事務所が行います。
3. 形質変更行為をしようとする者は、市町村経由もしくは直接農業事務所へ事前調査を依頼し、形質変更の内容について農業事務所に対し説明いただきます。
4. 市町村は、形質変更行為をしようとする者からの相談等があった場合、農業事務所へ相談するよう説明します。なお、1項の書類を持参している場合は、改めて農業事務所へ説明することについて持参者の了解を得られた際は、農業事務所へ送付願います。

○ 本調査について

1. 地すべり等防止法第18条に基づく許可申請に対し、必要な調査を行い、地すべりを誘発させることがないかなどを確認した上で、農業事務所は許可もしくは不許可の判断をします。
2. 形質変更行為完了後、許可内容どおりの形質変更行為が行われているかどうか、農業事務所は現地確認をします。
3. 許可内容と異なった形質変更行為を行うなど、地すべり防止工事の必要を生じさせた場合、地すべり等防止法第14条に基づき形質変更行為をした者に地すべり防止工事を施行させることがあります。
4. 形質変更行為そのものの内容以外に、当該場所もしくは周辺の地すべり防止施設に影響を及ぼすなどの理由などにより不許可となることがあります。